動物用医薬品販売業許可証再交付申請書

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日

　　　青森県西北農林水産事務所長　　殿

 　　　　　　　　住所

 　　　　　 氏名

 　　 （法人にあっては名称及び代表者の氏名）

 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第４６条の規定により動物用医薬品販売業許可証の再交付を受けたいので、下記により申請します。

記

１　医薬品販売業の種類

２　店舗又は営業所の名称及び所在地（配置販売業にあっては、配置する区域）

３ 許可年月日及び許可番号

４　申請理由

備考

許可証を破り、又は汚したため再交付を申請する場合にあっては、当該許可証を添付すること。

参考

　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第４６条

１　医薬品の販売業者、高度管理医療機器等の販売業者若しくは貸与業者又は再生医療等製品の販売業者は、医薬品に販売業、高度管理医療機器等の販売業若しくは貸与業又は再生医療等製品の販売業の許可証を破り、汚し、又は失つたときは、その再交付を申請することができる。

２　前項の規定による申請は、厚生労働省令で定めるところにより、医薬品の販売業の店舗若しくは営業所、高度管理医療機器等の販売業若しくは貸与業の営業所又は再生医療等製品の販売業の営業所の所在地の都道府県知事に対して行わなければならない。この場合において、許可証を破り、又は汚した医薬品の販売業者、高度管理医療機器等の販売業者若しくは貸与業者又は再生医療等製品の販売業者は、申請書にその許可証を添えなければならない。

３　医薬品の販売業、高度管理医療機器等の販売業若しくは貸与業の営業所又は再生医療等製品の販売業者は、医薬品の販売業、高度管理医療機器等の販売業者若しくは貸与業者又は再生医療等製品の販売業の許可証の再交付を受けた後、失つた許可証を発見したときは、直ちに医薬品の販売業の店舗若しくは営業所、高度管理医療機器等の販売業若しくは貸与業の営業所又は再生医療等製品の販売業の営業所の所在地の都道府県知事にこれを返納しなければならない。